

## 福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）及び令和8年2月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」で定める要綱（以下「実施要綱」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」（以下「賃上げ支援事業」という。）(1)及び「4. 診療所等物価支援事業」（以下「物価支援事業」という。）(1)に定める支援を行うことを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 この補助金は、福岡県から業務を委託された「福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象となる医療機関等は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設で、事業ごとに次のとおりとする。

### (1) 賃上げ支援事業

実施要綱3.(3)アからウに定める有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（以下「賃上げ支援事業者」という。）で、同要綱3.(4)に定める対象者について、同要綱3.(7)に定める賃金改善を行う施設

### (2) 物価支援事業

実施要綱4.(1)に定める有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
- イ 暴力団員が実質的に運営している団体
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、以下の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 賃上げ支援事業

- ア 有床診療所(医科・歯科)  
許可病床数×72千円(※1)  
(※1) 使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。
  - イ 無床診療所(医科・歯科)  
1施設×150千円
  - ウ 訪問看護ステーション  
1施設×228千円
  - エ 薬局
    - ア) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※2)として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局  
1施設×145千円
    - イ) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※2)として6店舗以上19店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局  
1施設×105千円
    - ウ) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※2)として20店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局  
1施設×70千円
- (※2) 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下、物価支援事業において同じ。

(2) 物価支援事業

- ア 有床診療所(医科・歯科)  
許可病床数×13千円(※)  
(※) 使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

イ 無床診療所（医科・歯科）

1 施設×170 千円

ウ 薬局

ア) 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下  
（当該保険薬局を含む）である保険薬局

1 施設×85 千円

イ) 所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下  
（当該保険薬局を含む）である保険薬局

1 施設×75 千円

ウ) 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険  
薬局を含む）である保険薬局

1 施設×50 千円

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（3）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（5）補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が民間事業者以外の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による調書を作成し、これを本補助金の額の確定後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が民間事業者の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を本補助金の額の確定後5年間保管しておかなければならない。

（6）補助事業者は、賃上げ支援事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、以下の書類を添付し、福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式

1）を事務局を通じて、知事に提出しなければならない。

（1）別紙様式1

（2）別紙様式2（※）

(※) 有床診療所、無床診療所、訪問看護ステーション及び薬局の区分毎  
で異なる様式

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付決定を行い、申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事  
項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して  
追加交付申請等を行う場合には、福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対  
する支援事業費補助金変更交付申請書兼請求書(様式2)を知事に提出しなければ  
ならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当  
と認めるときは、変更交付決定を行い、申請者に対して通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第10条 この補助金の実績報告については、第7条又は第9条第1項に規定する書  
類の提出をもって、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 この補助金の額の確定については、規則第14条の規定にかかわらず、第8条の  
交付決定又は第9条第2項の変更交付決定により当該補助金の額の確定を行った  
ものとみなす。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、補助事業者が第4条第2項に規定する団体であることが判明した  
場合、第6条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決  
定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(賃上げ支援事業に係る報告)

第12条 賃上げ支援事業に係る補助金の交付決定を受けた者は、賃金改善の実施の  
状況を、賃上げ支援事業実施報告書(様式3)により、令和8年8月1日までに知  
事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 前条の報告により、賃上げ支援事業に係る補助金の全部又は一部を、実施  
要項3.(7)の内容に充てていないことが判明した場合、知事は、当該補助金の全  
部又は一部を減額して補助金の額を改めて確定し、補助事業者へ減額分の返還を求  
めるものとする。

2 前項のほか、第11条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合

において、既に補助金の交付を行っているときは、当該取り消した額について補助事業者へ返還を求めるものとする。

3 前2項の場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(振込不能等の取扱い)

第14条 知事が第8条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福岡県又は事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和8年2月12日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和8年6月5日から施行する。